

第 5 0 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成 2 4 年 1 0 月 2 日 (火)

大阪産業創造館 6 階会議室 E

開 会 午前9時51分

司会 大変お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、お忙しい中、当審議会に御出席くださいます。ありがとうございます。私、本日の司会を務めます、経済局産業振興課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議に入ります前に、前回の審議会の後で、4名の委員の任期満了に伴う改選がございまして、新たに御就任いただくことになりました委員の方々を御紹介させていただきます。

流通・システム論分野の向山委員です。

向山委員 よろしく申し上げます。

司会 生活環境分野の稲岡委員です。

稲岡委員 よろしくお願いたします。

司会 交通土木工学分野の若井委員です。

若井委員 若井です。よろしく申し上げます。

司会 法律分野の福谷委員です。

福谷委員 よろしくお願致します。

司会 以上、4名の皆様に新たに御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。そして、引き続き御就任いただきました委員の方々を御紹介させていただきます。

都市環境工学分野の高橋委員です。

高橋委員 高橋です。よろしく申し上げます。

司会 生活環境分野の吉川委員です。

吉川委員 吉川です。

司会 環境経済・住環境分野の花田委員です。

花田委員 花田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 商業・流通分野の高室委員です。

高室委員 高室です。よろしくお願いたします。

司会 なお、本日御欠席ではございますけれども、交通工学分野の松村委員、以上5名の皆様です。どうぞよろしくお願いいたします。本審議会の委員数は9名でございますが、現在8名の出席がございまして、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認ですが、「会議次第」「配席図」「委員名簿」「大阪市意見

(案)について」「軽微な延刻等に係る手続の状況」計5種類、加えて傍聴の方には「傍聴の際の注意事項」「大規模小売店舗出店のルール」及び「審議案件に係る届出要約書」を配付させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。

議事(1)会長の互選等ですが、本日は、改選後初めての審議会ですので、会長の選出については、審議会規則第4条に基づきまして、本来ならば委員の互選によりこの場で選出いただくことになっております。ですが、本日の会議の招集を会長名で行う必要がありまして、委員の皆様方に事前に文書により選出をお願いいたしました。その結果、向山委員に会長に御就任いただくこととなりましたので御報告を申し上げまして、御了解をいただき、本日の議事を進行させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、向山委員、会長席の方にお移りいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

続きまして、会長代理の選出ですが、審議会規則第4条第3項によりまして、「あらかじめ会長の指名する委員へその職務を代理する」とありますので、向山会長から御指名をいただきたいと思っております。

**向山会長** 高橋委員にお願いをできればと思っておりますが、いかがでございましょうか、よろしゅうございますか。

**司会** 会長代理には高橋委員をお願いしたいということですが、それで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**司会** ありがとうございます。それでは、高橋委員につきましては会長代理席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

**司会** それでは、向山会長に一言御挨拶いただきました後、大店立地法に基づき届け出がありました新設案件3案件と変更1案件につきまして、御審議の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

**向山会長** 改めまして向山でございます。よろしくお願いいたします。2年ぶりの出戻りなんです、僕は。2年前まで委員をやらせていただきまして、その後ちょっと間があいて今回、ちょうど稲岡委員と同じように2人の出戻りがおりますけれども、大阪市の方と一緒に事前に少し議論したときに申しましたんですけども、大店立地法の、今日の委員会の委員の先生方の御専門を拝見しましても、生活問題、環境問題、交通問題、都市問題という専

門の方がいらっしゃるしまして、メインのメンバーの方がそういう構成になっております。

私は、流通とか商業を専門にしておるんですけども、かつての立地法の前の大店法の時代には完全に商業調整の問題でございまして、我々流通研究者が、どちらかという主体となって議論させていただいた経緯がございまして、大店法が無くなりまして立地法になって、内容も随分変わりました、所管は一緒なんですけれども、今、お集まりの委員の先生方の御専門の方の調整と言いますか、意見の調整が中心になってございまして、流通研究者の出る幕はないなど、いうふうに思っておりますけれども、所管は相変わらず、経産省でございまして、そういうことで一応私がこの席に座らせていただくことになってございまして、私も、全く専門そういう分野、環境問題とか騒音問題とか都市問題とか全くわかりませんので、委員の先生方のお力をお借りしまして、何とかこの役割を果たさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、前振りは以上にして議事・次第に従いまして、きょうの審議案件を進めてまいりたいと思っております。それでは早速ですけれども、まず最初にきょうの議事(2)の①、「(仮称)心斎橋パルコ」の新設に関する届け出内容等について、まず事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

**事務局** 委員の皆さんありがとうございます。それでは、事務局より説明させていただきます。私、担当しております大阪市経済局商業立地担当課長の河渕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。そうしましたら座って説明させていただきます。

まず初めに、(仮称)心斎橋パルコの新設について御説明いたします。スクリーンのほうをごらんください。本件は、中央区心斎橋筋1丁目45番地外、地下鉄御堂筋線心斎橋駅から東へ約10メートルの心斎橋筋商店街に面したところに立地してございまして、平成23年9月に閉店をいたしました心斎橋パルコを新たに建てかえまして、新しい商業施設を新設するとして届け出があったものでございます。店舗面積は3,275平方メートル、設置者はルックスビルディング株式会社、小売業を行うものは現在未定となっておりますが、届け出提出後に小売業者としてH&Mが出店するとの報道発表がございました。用途地域は商業地域、平成24年3月6日に届け出がありまして、新設予定日が平成25年4月1日となっております。敷地周辺の写真といたしまして、建物の北東側から写したものでございます。

次に施設の配置に関する事項でございますが、各施設の場所を平面図で説明いたします。まず駐車場ですが、隔地駐車場として15台設置されております。また、自動二輪車用として建物1階南側に2台設置されております。駐輪場は建物地下2階西側に94台、建物1階

南側に原付用が10台、合計104台設置されております。荷さばき施設でございますが、建物1階南側に36平方メートル設置されております。廃棄物保管施設は建物地下1階南側に設置されておまして、保管容量は23.2立方メートルとなっております。各施設の一覧がごらんのとおりでございます。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。小売店舗の開閉店時刻は午前10時から午後10時までとなっております。駐車場は24時間の利用可能となっておりますが、来店客の実際の御利用時間帯は開閉店時刻の前後1時間、午前9時から午後11時までを想定して、交通関係等の予測を行っております。駐車場の出入り口は、北側及び南側に2カ所が設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は午前9時から午後9時までとなっておりますが、荷さばき車両の交通経路が商店街を通過することとなるため、開店前の時間帯に荷さばきを行う予定とお聞きしております。

次に駐車場の自動車出入り口周辺の状況といたしまして、隔地駐車場北側出入り口付近の写真ですが、左折イン・左折アウトとなっております。また、隔地駐車場南側出入り口付近の写真ですが、こちらは左折イン・左折アウトとなっております。

次に届出書の添付書類の概要について申し上げます。建物は地下2階、地上4階建てとなっております。店舗面積は地下1階に530平方メートル、地上1階に677平方メートル、2階に688平方メートル、3階が690平方メートル、4階が690平方メートル、合計で3,275平方メートルとなっております。主として販売する物品は衣料品、日用雑貨となっております。駐車場におけます必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと、15台となります。これに対しまして設置台数は15台となっております指針の台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりとなっております。

続いて騒音関係について申し上げます。騒音の発生源となります、施設設備の稼働時間についてですが、空調室外機等の稼働時間は午前8時から午後11時までとなっております。また、発生騒音の予測・評価につきまして、店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定し、各地点における等価騒音レベル、及び夜間の騒音レベルの最大値を予測した結果、次のとおりとなっております。

まず、敷地北方向の予測地点Aにおける等価騒音レベル、及び予測地点アにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。敷地東方向の予測地点Bにおける等価騒音レベル、及び予測地点イにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとな

っております。敷地南方向の予測地点Cにおける等価騒音レベル、及び予測地点ウにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんとおりとなっております。敷地西方向の予測地点Dにおける等価騒音レベル、及び予測地点エにおける夜間の騒音レベルの最大値はごらんとおりとなっております。全ての地点において環境基準及び規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物2.2立方メートル、再生利用対象物が、1.0立方メートル、合わせて3.2立方メートルに対しまして、保管容量の合計は、23.2立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成24年3月16日から平成24年7月17日まで4カ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、本届け出に関しまして、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目において、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料にございますように、市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っております。ただし付帯意見案といたしまして、1つ目に新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。2点目といたしまして、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3点目といたしまして、交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。4点目といたしまして、来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと、との意見の取りまとめを行っているところでございます。以上で1件目の説明を終わらせていただきます。

**向山会長** どうもありがとうございました。それでは今、説明いただきました最初の案件につきまして、委員の皆様方から御質問・御意見等拝聴したいと思いますので、どなたからでも結構ですので、若井委員のほうからお願いします。

**若井委員** 住民等の意見がありませんでした。具体的に住民に対して縦覧とか、住民説

明会とか、そういう手続は、この場合、どのようにされたのですか。

**事務局** ただいま、若井委員のほうから御質問いただきました内容につきまして回答いたします。縦覧及び住民等意見書の受付けは区役所と経済局で4カ月間実施しておりまして、意見書の提出はなかったということで、あと住民説明会のほうが4月24日に行われまして、3名の出席がございましたが、質問といたしましては設置者についての、どこになるのかということ、パルコは管理者になりまして、出店者は賃貸で事業を行うというふうな質疑応答がございましたが、それ以外は特に御意見等は住民説明会ではなかったということでお聞きしております。

**若井委員** はい、ありがとうございます。こういう問題は近隣問題ですので、意見がなくても事が起こると、意見が出てくるということがままありますので、手続はやはり大事だと思っています。そういう意味で少し、質問させていただきました。

**向山会長** ほかいかがでございましょうか。

**若井委員** もう1点よろしいでしょうか。

**向山会長** はい、どうぞ。

**若井委員** 隔地駐車場のお話がありました。実際には領収書とか、来店客を証明するものをもっていくのでしょうか。隔地ですから、その場所に不案内な方がそちらへ行かれた時、例えば「私はパルコに行きました」とか、駐車場を利用したことが確認できる方法は、どのようにされるのですか。今考えておられる範囲でお聞きしたい。

**向山会長** わかりますでしょうか。

**事務局** 届け出上では、駐車料金は有料ということの記載のみで、割引等につきましては、具体的にまだお伺いはしておりませんが、隔地駐車場のほうに現場を見に行きましたら、そこと提携しているお店につきまして、表示がしておりますので何らかの割引等はなさるのではないかと考えております。

**向山会長** レシートにスタンプ押してもらうか何かっていう、よくあるパターンなんじゃないかね。

**事務局** そうですね、駐車券を店のほうで何か割引券をもらうか、はんこを押してもらうか何かだとは思いますが。

**若井委員** 駐車場所を知らずにその周辺にとめると、近所迷惑が起こり、トラブルの元になります。その点、十分配慮していただきたいということです。

**向山会長** さっきの写真見たら、車とめられるほどの道路スペースないですもんね。も

ろに交通の邪魔になるってわかりそうな細い道ですもんね、これ北側も南側も。

**若井委員** 大阪は交通ルールを守るよりも、実を考え、交差点でもとめるということがありますから。

**向山会長** 吉川委員。

**吉川委員** 町並みづくり等への配慮等って書いてあるんですけど、6番のところ16ページですけども、緑化対策ということで屋上緑化を行い緑地を配置することでということで、最近都市の緑化ということが求められてるんですけど、屋上だったら誰も見えないんですけど、緑地化されてるかどうかとかいうのは確認は担当する方法なんかあるんでしょうか。緑地化もなかなか継続してっていうのが維持が難しいと思うんですけど、そのあたりのところは絵に描いたもちにならないように、16ページです、ちょっとその辺のところはどうなっているのか。

**事務局** ただいま、吉川委員のほうから御質問いただきました緑化対策につきまして、緑地につきましては条例に基づきまして義務がある部分もございますので、その部分につきましては、何らかのチェック体制なりはあるかとは思いますが、具体的にどのように事後チェックですか、そのようなものをされているかというところまでは、把握はしておりません。また、後日関係部署のほうに問い合わせいたしまして、御回答のほうさせていただきたいと思えます。

**向山会長** 確かに緑化対策についてという項目で、屋上緑化を行い、云々という文言が書いてあるんですね。今の点は先ほどの回答のように確認をしていただくということで処理をさせていただきたいと思えます。そのほかいかがでございましょうか。

**若井委員** 最後に1点。

**向山会長** はい、どうぞ。

**若井委員** 駐輪場のスペースについてです。自動車よりもむしろ自転車のほうが置き方のマナーが悪いことが多々あります。パルコさんに車椅子で来られる方もあると思えます。周辺も通学経路になっています。そういう点で警備員の方による目視警戒を予定されているのでしょうか。事後の運営や管理について、十分御配慮いただければ来客者以外に、そこに住んでおられる住民の方にとっても、子供にとっても、快適な道路として使えるかと思えます。この点どうぞ御配慮をお願いしたいと思います。

**向山会長** 一応、書類の中では配慮しますというふうには書き込んであるんですけど、実際に営業を開始して以降どういう状態にあるのかってことは、この法制度のもとでは事後

チェックというのは必ずしもどうなんですかね、現実問題として。先ほど緑化の話もそうですけれども。

**事務局** 今、ひとつ自転車のお話がありましたけれども、自転車置き場につきましては条例にも定められておりますので、完成後に完了検査ないし、事後に違法駐輪されていないかという、きっちり運用されているかということは継続して、チェックしていくということになると思います。

**向山会長** その他の御意見ございましたらお願いしたいと思いますが。よろしゅうございますでしょうか。特に御意見はございませんでしょうか。そうしましたら、今皆様方から頂戴いたしました御意見を元に届け出上はですね、法の趣旨に従って指針を踏まえた内容になっていると判断をしてよろしいかと思っておりますので、審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地から特に意見は有しない、先ほどの原案に書いておりましたけれども、一応それを審議会としての結論として取り扱わせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。それから今、意見はございませんけれども、付帯意見として4点指摘させていただいております部分につきましては、これを付帯意見として採用させていただくということでも、御意見はございませんでしょうか、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**向山会長** それでは、そういう形で当審議会においては、特に意見を有しないという結論の元で付帯意見をつけて、推し進めさせていただくことにさせていただきたいと、ありがとうございました。

それでは続きまして2つ目の審議事項でございますが、「(仮称) マックスバリュ千鳥橋駅前店」について事務局のほうから御説明をお願いいたします。よろしく。

**事務局** はい、そうしましたら「(仮称) マックスバリュ千鳥橋駅前店」の新設について、御説明申し上げます。スクリーンをごらんください。本件は、此花区四貫島1丁目61番1外、阪神なんば線千鳥橋駅のすぐ北側に、スーパーマーケットを新設するものとして届け出があったものです。店舗面積は1,215平方メートル、設置者は阪神電気鉄道株式会社、小売業を行う者は株式会社光洋となっております。用途地域は第1種住居地域、平成24年3月21日に届け出があり、新設予定日は平成24年11月22日となっております。敷地周辺の写真といたしまして、計画地の北側から写したものでございます。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。まず

駐車場は、建物屋上階に43台設置されることとなっております。

次に駐輪場は、建物1階東側に23台、同じく1階南側に40台と原付用が7台、合計70台の設置となっております。荷さばき施設は、建物1階南西側に68.5平方メートル設置されております。廃棄物保管施設は、建物1階南西側に設置されておまして、保管容量は27.1立方メートルとなっております。各施設の一覧はごらんとおりです。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。小売店舗の開閉店時刻は、午前7時から午後11時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時50分から午後11時10分となっております。駐車場の出入り口は、建物1階北西側に出入り口として1カ所が設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の自動車出入り口周辺の状況といたしまして、建物1階北西側の出入り口付近の写真でございます。東行きの方通行の道路に面しておまして、右折インで右折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。建物は地上1階建てとなっております、店舗面積は1階に1,215平方メートル、主として販売する物品は、食料品でございます。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると43台となります。これに対しまして設置台数は43台となっており、指針の必要駐車台数となっております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんとおりとなっております。

続いて騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間について、空調室外機の稼働時間は、午前6時から午後11時までとなっております。また、冷凍冷蔵室外機は24時間稼働となっており、換気ファンは、24時間稼働のものと、午前6時から午後11時までのもの及び午前6時から午後9時までのものとなっております。また、発生騒音の予測・評価につきまして、店舗周囲3方向・3地点に予測地点を設定し、各地点における等価騒音レベル、及び夜間の騒音レベルの最大値を予測した結果、次のとおりとなっております。まず、敷地東方向の予測地点A（ラージエー）における等価騒音レベル、及び予測地点a（スモールエー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんとおりとなっております。

次に敷地南方向の予測地点B（ラージビー）における等価騒音レベル、及び予測地点b（スモールビー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんとおりとなっております。敷地西方向の予測地点C（ラージシー）における等価騒音レベル、及び予測地点c（スモー

ルシー)における夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。以上、全ての地点におきまして環境基準及び規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物1.3立方メートル、再生利用対象物が0.5立方メートル、合わせて1.8立方メートルに対しまして、保管容量合計は27.1立方メートルと十分な保管容量を確保しています。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成24年3月30日から24年7月30日までの4ヵ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、本届出に関しまして、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目につきまして、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市の意見につきまして「意見なし」との取りまとめを行っております。ただし付帯意見といたしまして、1つ目に、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。2点目として、当該店舗の設置者は、地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3点目としまして交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。との意見の取りまとめを行っております。以上で説明を終わります。

**向山会長** はい、ありがとうございました。それでは、今の説明に基づきまして、この2つ目の案件につきましての皆様の御意見・御質問を伺いたいと思っておりますがいかがでございでしょうか。

**高橋会長代理** よろしいですか。

**向山会長** お願いします。

**高橋会長代理** 用途地域がちょうど敷地境界線のところにあるっていう、南側が商業地域で北側がこの建物があるところが第1種、騒音の規制値が同値の場合、普通は付帯意見あったのが今回ないというのは多分その影響じゃないかと思うんですが、どういうことなんですか、b地点。

**事務局** b地点でございますが、高橋委員から御質問ございましたが、同値b地点とい

うことで、この点につきましても確認しましたところ、b地点につきましてはちょうど阪神難波線ですね、そちらの高架をはさみまして、予測対象物件があるというところで、今回付帯意見をつけていないというふうなことでお聞きしております。

**高橋会長代理** そうかとは思いますが、ルールとするとつけたほうがいいなという気はしないでもないんですよ、やっぱり。規制値が同値というのは、実質は影響ないと思うんですけどね、その辺のどう判断するかが、ちょっと迷うところかなという意見です。

**事務局** はい。

**向山会長** 済みません。70%しか今の会話が理解できなかったんですけども、敷地の北側と南側ですか、用途地域が違っていると、それによって許容される騒音のレベルが違ってくると。今の場合だと45でしたっけ、そうですね、というのは、許容されるというのは、南側の用途での規制値としては許されるって話なんですか。

**高橋会長代理** 南側は、50になるんです。

**向山会長** 50になるんですか。

**高橋会長代理** だから緩くなるんです。

**向山会長** なるほど。

**高橋会長代理** 実質はもう本当問題ないんですよ、敷地境界線の実質影響あるところは南側ですからね、実質は影響ないからいいと思うんですけど、こればっと見てルールはルールで今までずっと付帯意見として同値の場合は記述してきたような経緯があるんで、どうしたもんかなという判断が迷うかなっていう。

**向山会長** 南側が第1種住居地域ですね。

**花田委員** 物自体は第1種にあるんですけど、一番南側のところに境界線がちょうどあると、その境界線ではかっているって。

**高橋会長代理** 線路もあるしね、ほとんど影響ない。

**向山会長** そういうことですね、実態としては。

**高橋会長代理** 実態としては全く問題ないんです。

**向山会長** なるほど。こういうケースはどのように扱われてきたのか、あるいは前例的に見られていないのか、ちょっとそこらへんがもしわかれば。

**事務局** 同値の場合は、やはり付帯意見をつけるべきかというところは、連絡会議でも御質問させていただいたりはしておりますけれども、最終的に環境部署におきまして今回の事例におきましては、案といたしまして、先ほど申し上げました電車の高架の関係とあと用

途地域がそこで変わってるというふうなところでそこまでつけるまでにはいいでしょうというふうな判断で一旦、環境部署の判断が出ておりますが、御審議の中でやはり安全側で付帯意見をつけておいたほうがというふうなことでございましたら、また御意見いただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

**向山会長** わかりました。実態を勘案されてそういう形で、今のところ原案と申しますか注意されてるんだと思いますけれども、この審議会としてそういう実態はそうであるけれども、規制値と同じ値だということがあるので、十分な配慮をするようになっていような、付帯意見をつけるかどうかということになってくるかと思っておりますけれども、委員の先生方の御意見を頂戴できればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

**高橋会長代理** 質問がどこかからあったら実態を説明して納得できる内容ですからね、問題はないと思います。

**向山会長** 今高橋委員のほうからそういう御説明といたしますか、御意見を頂戴しましたけれどもいかがでございましょうか。そういう形でもよろしゅうございましょうか。付帯意見とまではしないけれども、当会の判断としては実態としては大きな問題は生じないと判断して、付帯意見とまではしないと、ただし、そういう御意見等が後日出てきたときには、そういう判断をしたということ伝えていただくという形でさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましてでしょうか。

(「はい」の声あり)

**向山会長** 今の問題はそういう形で処理をさせていただきたいと、それ以外にいかがでございましょうか。

**若井委員** 1点よろしいでしょうか。

**向山会長** はい、どうぞ。

**若井委員** 千鳥橋の交通交差点は、5差路で複雑です。その意味で事故が起こりやすい道路形態になっています。せめて搬出入車両については、図に示す経路を遵守するように、事業者の方から運送業者へ周知徹底していただくようお願いいたします。地元への迷惑がかからなくなると思います。

**向山会長** これは今現状、計画書の北側の東行き一方通行の道路ってのは交通量は現状そこそこあるんですか。

**事務局** 現地を確認したところ、そんなに多くないという印象は持っており、ただ今回店舗ができますことで、多少はふえていくのかなとは思っています。

**若井委員** 一般のお客さんは多分そういうことに無頓着に走られると思います。しかし、商業関連施設の搬出入車はここに提示されている経路を遵守されておくほうがよいと思います。何かあったとき、お互いに困ることになる。出店業者さんに私の意見としては周知徹底していただければ、地元にとってもいいと思います。

**向山会長** 今の点は、付帯意見案の中に含まれているんですかね、3番ですかね。

**若井委員** 3です。付帯意見として伝達していただくと、よいと思います。

**向山会長** これ付帯意見というのは、実際にこの申請者に対しては、書面で渡す。

**事務局** はい、書面でお渡ししますが、それ以外に文書にしない部分で口頭でちょっと細かい部分ですね、もう少しこうされたいというふうなことで御意見いただきましたら口頭でお伝えすることも可能です。

**向山会長** 今の点は確かに来退店経路図を見ると若干複雑やなという気はしないでもないもんですから、いま若井委員から御意見ございましたように、搬入の経路も含めてこの計画どおり動けるような配慮をしていただきたいということを口頭で結構だと思いますのでお伝えいただくという形でもよろしゅうございますでしょうか。ではそういう形で、付帯口頭意見をつけていただくという形でお願いできれば。

**事務局** はい、承知いたしました。

**向山会長** 他はいかがでございましょうか、それ以外の点につきまして。

**若井委員** あともう1点です。いくつかある駐輪場の仕分け、どのように考えておられるのですか。

**向山会長** 2カ所か3カ所か。ちょっとだけ離れてましたね。

**若井委員** 具体的には、21ページです。店舗の奥と、手前のと、それから一般に利用される方の間で混乱が起きるようなことが考えられます。来店の方の駐輪、駅に来られる一般の方の駐輪の仕分けは、うまく運営上できるのかなど、少し心配しています。

**向山会長** そうですね、北から入る人、北から自転車で来る人は敷地の北東の駐輪場で、南からの人は南部分でという分け方、入り口で分けてるんでしょうけど。この敷地内、ちょっと駅と隣接してるのでわかりにくいですけど、敷地内を駐輪場を求めて客が行き来するという事は、このスペースからいうと可能は可能な計画なんですかね。要するに南側から自転車が入ってきたけれども、40台全部埋まってたから、北東の角の駐輪場のほうまで、敷地内を移動するという事は図面上は可能なんですかね。

**事務局** 動線上では可能なんですけど、ただ南側のほうに設置している分が40台届出台

数、それ以外に実際にはこちら南側をあわせまして全体で111台設ける予定でございます。こちら全てを店舗専用の駐輪場と明示した看板を設置される予定とお聞きしております。プラス店舗御利用以外の方の駐輪は御遠慮願いますというふうな文言入りについても、明記していただきまして、駅の御利用の方との差別化というふうな料金体系につきまして今後検討しまして、来店目的以外の利用が発生しにくいような、料金体系を検討しておられるということで、ですので南側のほうが駐車台数たくさんございますので、そちらのほうがメインになってくると思います。

**若井委員** せっかく事業者さんが計画されてスペースを取って、それが一般の方に邪魔され、意図されない使われ方をされると、事業者にとって不本意な話になります。どこの駅を見ても、自転車があふれ、通行の妨げになるとかということが心配されます。

**向山会長** これ既存の駐輪場としてこの駅に何台分かがあって、その一部40台分をこのマックスバリュー用に専用にする。

**事務局** 今回、この部分1階部分はまだこれからつくるところで、この上の2階部分に既存の駐輪場がございまして、1階部分は店舗用として新たに今回作られるというふうなことで現地はまだできていない状況でした。

**向山会長** そうすると、実態としては南側にそれなりの台数の駐輪場を確保される予定だというふうに理解をしてよろしいわけですね。

**事務局** はい、お届け台数以上の実際の駐輪場を確保されまして、それでも足りない場合につきましては、もう少し駐輪場の左のほうですね、西のほうに若干ちょっとスペースが、高架下の事務所棟っていうのがございまして、その近くに余剰スペースがございますのでそちらのほうに、置いていただけますので最大86台分そちらのほうにも置いていただけるというふうなことで、そういう対応も考えておられるそうです。

**向山会長** 一応は考慮されつつあるということで理解をしてもよろしいような状況かと思っております。

**花田委員** 一点よろしいでしょうか。この場合事業者が阪神電鉄なんですよ、建設設置者が。それでこの電車も阪神ですのでこの駐輪場をどのように運営していくかといいますか、このマックスバリューさんのお店で来店用に使う分と、それから阪神電鉄の利用者のための駐輪場という使い分けというのは、多分適切に行われるのではないかなというふうに予想ができるかなと思います。今御説明がありました料金体系を変えるというところですよ、だから一時的にそうやって電車を利用するのでとめる方と、それからマックスバリ

ユーを利用される方で、多分先ほどのにもありましたけれども、利用者に関しては、多分1時間とかまでは無料にするというような形で、差別化するのではないかと、もう一点はマックスバリューという業態なので、それほどとめないで、長時間とめはしないのではないかなと思いますので、そういう意味でも台数的には多分余り問題がないのではないかなと、逆に先ほどから懸念がある駅の近くというので駐輪問題というのが発生するということの多分一つの解決方法としてこれ考えてらっしゃるのではないかなというふうにも思いますので、多分スムーズにとまではいきませんが、余り問題なく運用していただけるんじゃないかなというふうに思います。

**向山会長** 特に意見をつけ加えるということまではしなくていいのかなという気がいたします。それではそれ以外の問題で何か御指摘事項、どうぞ。

**高室委員** 関連なんですけれども駐輪はそれとしても駐車場のほうなんですけども、指針台数の43台そのとおりの台数で用意されてるんですけれども、ここにですね駅の隣接の駐車場になりますのでこの対策をどうされてるのかというのをちょっと一つ確認させていただいてよろしいですか。

**向山会長** 駐車場の。

**高室委員** 駐車場のほうです。

**事務局** 今高室委員のほうから御質問いただきました駐車場の台数の件でございますが、指針の上では満たしておるということで、駅前でございますので駅御利用の方が使われるのではないかなというふうなことで店舗用の駐車場が足りるんでしょうかというふうなことでございますけれども、実際は店舗を開店してみないことにはわかりませんが、事前の予測に置きましてはこの駐車台数でいけるであろうというふうな予測はしておりますがやはり開店後に状況として足りない状況でございましたら多分場所を確保していただく等の対応をしていただくことになろうかと思えます。

**高室委員** これよくあるのが有料にするパターンですよ、あるいは先ほどありましたようにここのお店で買い物した人に対しては無料にするという対応なんですけれども、そういう対応されるんでしょうかね。

**事務局** 料金体系につきましては届け出の7ページにございますとおり有料ということになっております。割引条件につきましてはまだちょっと答えは、自転車と同様検討されるってことですが、ほかの同系列の傾向から見ましても、お買い物された方につきましては割引というふうなことで差別化をされるのではないかと思います。

**高室委員**　ここでちょっと確認しておきたかったのはその点なんですけど、これ有料にした場合、有料なり割引でも一緒なんですけども、ここにとめずに周りにとめて細かい買い物をしたりとかっていう駐停車車両みたいなものが非常に滞留する可能性があるなあというふうには思いますし、実際に多くのこのような店舗の周りの道ってそういうふうになっているような気がするんですよね。そのあたりそうならなければいいんですけども、確か誘導員を必要に応じてつけるというふうにあって、8ページですかね、状況によって適宜交通整理員をつけるってことになってますけども、そういう違法駐停車、違法駐車ですよ、これはぜひ何とかないように方策を練っていただくなりしていただきたいなというふうに思います。でないと多分そんなに広い道じゃないと思うんですけどここ、駐車のためになんか渋滞したりとか危ない状況になったりとかになりそうなので、そのあたりもぜひならなければいいんですけれども、含めてこの後継続してみたいなと思います。

**向山会長**　この屋上駐車場はマックスバリュー専用駐車場ですよ。

**事務局**　はい、そうです。

**向山会長**　駅へ行く人がここへ入ってきて、ぽいっととめて出ていくってことはあり得るのにはあり得るわけですか。

**事務局**　なかなか入るときにお店利用かどうかというのわかりませんので、そこで警備員が分けるってということもないと思います。

**向山会長**　ないと思います、入れますよね。

**事務局**　実際にお買い物をされて電車も御利用になって、両方の方もいらっしゃると思いますので。

**向山会長**　消費者から言うと駅が、駐車場を持ってる駅っていうのはそんなにはないとは思いますが、駐車場のある便利な駅やなと思ってぱっととめてそのまま電車乗ってどこか行くというような形で駐車場が何台分かうまってしまっていることは想定しなくていいのかな、飛行場やったらぼんと車入れて飛んで帰るか、駅ではそんなことはそんなには想定できないと思うんですけども、ただよくあるのは、駅周辺の銀行とか何とかに用事があるのに、駅前の商業施設の駐車場に入れて買い物しませんから割引はないですけども、路上へとめてるよりはましなのでそっちへ入れるとかってことはよくあるんですけども、これだと指針の台数とジャストでしたっけ、43台でしたよね。今43台ちょうどの数なので、そういう車両がもしあったとすると実態としては、マックスバリューのために用意した駐車台数が足りないというようなことが起きる可能性もあるっていえばあるような気がするんで

すけどねそのあたりは、そんなことは考えなくてもいいのかどうかちょっと御専門の、いや事務のほうでわかれば事務のほうでお答えいただければいいんですけども。ちょっと立地が立地ですのでね、通常の郊外型のスーパーなんかの場合はそんな心配はしなくてそこへ来る人は基本的にそこで買い物すると思うんですけども、ただ駐車台数は全部小売店舗で使われるという想定は可能なんですけど、ここは駅直結なのでこの駅の周辺にその他何とかホールがあったりしますよね、文化ホール。

**事務局** 区民ホールがあります。

**向山会長** そういう形でこっちとめとこうやっていうニーズというか、お客さんの動きがありそうな気も、今ちょっと高室委員の質問で思いついたんですけど、このあたりいかがでございましょうか。

**事務局** ただいまの御指摘ございました件につきましては確かにそういった御利用も可能性的にはゼロではないかとは思いますが、十分事業者さんのほうにもそのあたり御配慮いただく必要があろうかと思っておりますけれども、各指針の値におきましては、自動車分担率等もその他地区としまして今大阪市独自基準で全国の基準よりも若干10%ほど高めに設定されておまして、それで43台ということでございます。実際開店後の状況においてはやはり臨機応変に対応していただくようにとの御意見でしたら、その旨申し添えさせていただきたいと思っております。

**向山会長** これはもし指針台数よりも十分に大阪市基準は少し他と比べるとハードな高い基準にしたといいながら、これが50台60台設置されているのであれば多少そういうことがあったとしても構わないのかなと思っておりますけれども、厳しいながらも指針どおりの台数だというのは若干ひっかかるといえばひっかかる気もするんですけども。こういう問題はどなたが御専門だと判断してよろしいですか。

**高室委員** 私、話をしてしまったんで、専門ではないんですけど、法律というか、この指針で決まっている台数は満たしておられますのでひとまずはこれっていうことになるんだと思うんですけども、その上で今後の状況を見てしっかり対応していただくということではないかなということだと思っております。その指針台数で先ほど会長がおっしゃったようなまず直接的な台数の不足ですね、これが出てくる場合にはもちろん台数を考えなければならぬというのが一つだろうと思っております。もう一つは私先ほど申し上げたのはそれを防ぐために有料とかにされるっていうのはこういう駐車場のパターンでして、そこで思わぬ副作用が出てくるということですね、有料のとことめたくないのでも周りにとめて買い物をするというので、

指針値は満たしているんですけども、その上で駐車場がらがらなのに周りの違法駐車がたくさん乱立して結果として周りの道が危険になったり混雑したり、よくないことになるっていうのが問題だろうというふうに思いますので、ここではなんていうんでしょうか、意見としては一つは駐車場台数の不足がないかしっかり見るということと、それから仮になかったとしても周りの影響ですね、有料なりなんなりしたときの副作用みたいにして起こる悪い部分についてもしっかり目配りをしていただきたいと、で事後対応をとっていただきたいとこういう意見になるのではないかとというのが私の印象であります、意見であります。

**花田委員** 補足的によろしいでしょうか。

**向山会長** はい、どうぞ。

**花田委員** これもマックスバリューという業態を考えますと、まず利用者に対して、駐車場しかも自社の上に乗っている駐車場の利用に対して、幾らかでも負担を求めるということは多分ないと思います。利用者に対しては。これだけ駅に近いので、有料にはしっかりとしたいと思います。そうしますとまず、ここを利用する方の不法駐車っていうのはそこがいっぱいだからとめられないということ以外には発生しないだろうと思われます。次にどれだけの時間をただにするかということですが、これはやはり運用上ですね、ちゃんとお客様が買い物はできて、ただ、じゃあついでに何とかかんとかってなってしまうと多分この必要駐車台数を計算したときの在店時間というものを大幅に2倍とか3倍とか超えますと、これ問題になってくると思いますのでそのあたりの運用をお店に考えていただくということで多分これがあるのに不法駐車するということは防げるのではないかとというふうに思われます。それであれば、他に駐車場がないので有料でもいいからそこにとめて何かそのほかのことをするですとか、もっとすごい場合は、電車に乗ってどっかいってしまって半日帰ってきませんかというになると、明らかにそのスペースは半日間埋まってしまうということになるわけですが、これがどれ位発生するかっていうのは凄く難しいですが、パークアンドライドなんかの例をみても余りそういう方はいらっしゃらない、むしろ車で行ってしまえと、だったら目的地までということになると、それも割りと大丈夫なんじゃないかなと、最後にそこにとめて別の用事をするとか先ほどの、例えば逆に銀行の用事をするとか、そういうふうな場合もですね、利用すればただになるわけですね、とするとユーザーの観点から言いますと、マックスバリューで最後にちょっとお買い物をして帰りましょと、それを許すか許さないか、マックスバリューさんの考え方なんですけれども、それもそういうことでは余り長い時間にならないかなと思うので、確かにこれが、イコールだっっていうところ

がすごくぎりぎりだっというところがすごく気になるんですけども、ただこの点に関しては1件1件判断しないといけないんですが、この件に関しては多分余り問題が発生しないかなと思いますが一応そういうことは駅の近くですから違法駐車などがこのために発生しては非常に困るのでということはお頭でお伝えしておけば多分そういう運用をきっちりして下さるかなというふうに思いますので、というふうに1主婦としては思います。

**高室委員** ちょっとあのこれも1ユーザーとしての補足なんですけど、私の近くにですね同じようなところがあるんですけど、その場合は金額で取るんですね。幾ら以上買うと無料になりますと時間還元します。こういう取り方をもし、今ちょっと有料の仕方っていうと有料ということはわかってるんですが、あとの対応はわからないということだったんですけども、その取り方をするとその駐車場どうなっているかといいますと、とめずにその額以下だけちらっと買いたい人はみんな周りにとめて、買い物しておられて実際上つてみると駐車場がらがらということがあり得るということで、花田先生おっしゃったようなちょっとでも使えば、ぱっとレシート通してフリーになるっていうんであれば比較的そんな問題ないかもしれないですね。

**花田委員** 多分ですねマックスバリューはそうされると思います。

**向山委員** いわゆるノウハウですね、そこに期待したいということなんですけれど。

**花田委員** 一人当たりの利用額がそんなに高くないことを認めてそれでも買いに来てくださいねという内容なので多分そうされるかなと思います。

**向山会長** わかりました、そうしましたらこの件についても、付帯意見としてではなくて口頭で今駐車場に対する基準値とイコールであるということを前提であると踏まえた上で、今言ったような可能性が考えられるのでそれについては十分な料金体系の設定であったり、あるいはそのなかなか難しいことですが、来場者の車がある意味でさばくということも含めて、慎重な対応をお願いしたいということをお頭でお伝えいただくという形にさせていただければと思います。

**福谷委員** 1点よろしいでしょうか。

**向山会長** はい、どうぞ。

**福谷委員** 駐輪場のことなんですけれど、当初の届け出では70台ぎりぎり以内原付7台ということだったと思うんですが、今先ほどのお話だと実際には111台の駐輪場を用意することになっていて、プラス86台置けるようにも検討しているっていう話だったと思うんです。それが大幅に駐輪場の台数をふやすことにしたっていうのは何か理由があるんで

しょうか、現地で既に違法駐輪が多くなっているとか、もしくは何かしら要望があったとか、何かそういう理由ってあったのかなと思ひまして。

**事務局** ただいま福谷委員から御質問ございました件でございますが、このあたり地域の方が違法駐輪についてはかなり関心がありますといひますか、そういうものを排除するよゆうな動きが効いておりまして、おそらくお店側のほうもそのあたりに配慮しまして指針届け出数よりはやはりオープン時、一気にお客様が来店する可能性もございまして、そういった意味で大目に御用意されて、その後また運用のほうでそんなに御利用がなければ、また別の方向ですね、店舗以外の部分へまわすとかまたいろんな方策ができますので、お届けとしましては一旦お届けしてしまひますとそこから減らすことはかなりハードルが高くなつてしまひますので、こういったお届けは指針、条例の台数分のお届けがありまして、実際には地域の事情に応じまして、駅前ということでございますのでかなり大目に設定してる、また今回も事前説明で松村委員のほうからも駐輪場の件については大丈夫なのかというふうな御質問もいただいております、事前に設置者にそのあたりも具体的に確認をしておりましてその中で全体としては1 1 1台というふうな御回答をいただいております。

**福谷委員** それとですね、自動二輪車に関してなんですけど、自動二輪車はゼロ台っていうことになってると思うんです。これは何ていうのかな、指針では要らないってことはわかるんですけど、例えば余裕をもって設けておくとかそういう事情っていうのはないのかなというふうに思つたんですが。

**事務局** ただいまいただきました自動二輪車の対応につきましては、法令上では設置義務はございませんけれども、自動二輪等で御来店されるお客様がいらした場合は事前設置者に確認してございまして、建物の南側の原動機付自転車の駐車場のほうに駐車ということで、全輪固定式の駐車施設にはなつていふそうなんですけど、自動二輪車や大型スクーターの全輪にも対応可能なタイプを採用されるというふうなことでございまして。あと先ほど申し上げました余剰スペース等も、どうしてもそこで足りない場合は対応可能ということで回答はいただいております。

**向山会長** そのほかいかがでございましょうか。よろしゅうございましてでしょうか。そうしましたら今御議論をいただきました事を踏まえまして当審議会としましてこの大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の観点からの意見は有しないという結論にさせていただきたいと思っております。ただ加えまして、先ほど事務局から案にございました付帯意見3点と今、御議論いただきました口頭で述べていただくという部分を踏まえましてこの案件に関

する結論とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**向山会長** ありがとうございます。そうしましたらそういう形で審議を終了させていただきます。

続きまして本日3つ目の審議案件でございますが、「(仮称)大阪環状線森ノ宮駅南高架下店舗」につきまして事務局のほうから説明をいただきます。お願いいたします。

**事務局** はい、そうしましたら「(仮称)大阪環状線森ノ宮駅南高架下店舗」の新設について、御説明申し上げます。本件は、中央区森ノ宮中央1丁目393番1外、JR大阪環状線森ノ宮駅のすぐ南側に、飲食店やクリニックを併設した、スーパーマーケットを核とした店舗を新設するとして届け出があったものでございます。店舗面積は1,867平方メートル、設置者はジェイアール西日本不動産開発株式会社、小売業を行う者は株式会社光洋のほか、現在未定ですが4店舗となっております。用途地域は商業地域、平成24年4月6日に届け出があり、新設予定日は平成25年3月1日となっております。敷地周辺の写真といたしまして、計画地の西側から写したものでございます。

次に施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。駐車場は、隔地駐車場として9台設置されており、自動二輪用として建物南側に2台設置されており、敷地南側隔地に、113台設置されており、うち12台が原付用となっております。荷さばき施設は、建物1階南西側に48平方メートル設置されており、廃棄物保管施設は、建物1階南西側及び西側に設置されており、保管容量は合計で17立方メートルとなっております。各施設の一覧はごらんとおりです。

次に、施設の運営方法に関する事項について申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻は、午前7時から午後12時までとなっております。

来客の駐車場の利用時間帯は、午前6時30分から翌午前0時30分までとなっております。

隔地駐車場の出入り口は、北側出入り口1カ所が設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の自動車出入り口周辺の状況といたしまして、隔地駐車場北側出入り口付近の写真です。玉造筋の南方向からの来店及び退店の場合は、左折イン左折アウトとなっており、玉造筋の北方向からの来店及び退店の場合は、右折イン右折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について申し上げます。建物は地上3階建てとなっており、店舗面積は1階に1,165平方メートル、2階に702平方メートル、合計1,867平

方メートルとなっております。3階はクリニックのみとなっております。主として販売する物品は、食料品、医薬品、日用品他でございます。駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数を求めると7台となります。また、併設施設の必要駐車台数は2台で、建物全体の必要駐車台数は合計9台となります。これに対しまして設置台数は9台となっております指針の必要台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのようにとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音の発生源となる施設設備の稼働時間について、空調室外機の稼働時間は、午前6時から午後12時までとなっております。また、冷凍冷蔵室外機は24時間稼働で、給排気口は、午前6時から午後9時までのものと、午前6時から午後12時までのものとなっております。また、発生騒音の予測・評価について、店舗周囲3方向・4地点に予測地点を設定し、各地点における等価騒音レベル、及び夜間の騒音レベルの最大値を予測した結果、次のとおりとなっております。まず、敷地西方向の予測地点A（ラージェー）における等価騒音レベル、及び予測地点a（スモールエー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。同じく敷地西方向の予測地点B（ラージビー）及びB<sup>〃</sup>（ラージビーダッシュ）における等価騒音レベル、及び予測地点b（スモールビー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。敷地南方向の予測地点C（ラージシー）における等価騒音レベル、及び予測地点c（スモールシー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております。敷地東方向の予測地点D（ラージディー）及びD<sup>〃</sup>（ラージディーダッシュ）における等価騒音レベル、及び予測地点d（スモールディー）における夜間の騒音レベルの最大値はごらんのとおりとなっております、全ての地点において環境基準及び規制基準を満たしております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が一般廃棄物1.8立方メートル、再生利用対象物が0.8立方メートル、合わせて2.6立方メートルに対しまして、保管容量は合計で17立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関します縦覧、住民等意見書の受付状況、及び本市意見案の検討状況について御説明申し上げます。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成24年4月20日から平成24年8月20日までの4ヵ月間行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。なお、本届け出に関しまして、本市関係局等で構成する連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しまして、お手元の別紙資料のとおり、

市の意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っております。ただし、付帯意見といたしまして、1つ目に新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。2点目として当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。3点目としまして、騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。4点目としまして交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。5点目といたしまして来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。との意見の取りまとめを行っているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

**向山会長** それでは本日の3つ目の案件につきまして御意見・御質問等を承りたいと思っておりますがいかがでございましょうか。どうぞ。

**吉川委員** たまたまっていうのか、3つ目のこの案件も光洋さんで、先ほどの案件も光洋さんで、本件は光洋さん他となつてまだ未定となつているんですけども、23ページの7番のその他、配慮する事項等のところで、食品加工場からの排気については、住居側に向けて排出しませんとかあるいは悪臭発生の防止に努めますとなつてはいるんですが、先ほどの案件では、17ページのところを見ると、もし住民との間に問題が発生した場合には適切に対応しますというのが入っているんで、こちらには入っていないので、できれば住民としたり、先ほどの大阪市の意見書の付帯意見のところ当然そういうことが書いてあるんですけども、同じ業者さんでこの書き振りが違うのは、できれば何かあれば対応しますとここに書いてもらったほうが、すっきりするのかなと思うんですけど、そこまでを求めることはできないんでしょうか。

**向山会長** 確かに文言が違いますね。文言が違うのは、主体が違うから、一つは阪神が書いてて一つはJRが書いて。

**吉川委員** JRですよ。

**向山会長** 出店者は同じ光洋ですけども、そういうことですよ。光洋さんの書きようが違うんじゃないかと、申請者の書きようが違うっていうことですよ。

**吉川委員** 付帯意見のところでは一応そういうふうには求めていることにはなっているんですけども、一層の配慮を行うとか、地域住民と協力して適切な対応に努めるというふうにはなってるんですけども、できればそういうことも、たまたま同じ時期に、同じ見ましたので、入ってたほうがいいのかと思ったんですけども。

**事務局** そうしましたら、吉川委員のほうから御意見いただきました件につきましては、付帯意見のほうにも大枠でも含まれるのかなというふうなことでございますけれども、口頭のほうでそのあたりは同じ他の店舗さんと同じように御配慮いただくようにというふうなことを、口頭で申し上げるということでも可能です。

**向山会長** この案件の文言では、排気については住宅側に向けて排出しません、と断言をしておるんですね。2つ目の案件では、問題が発生した場合にはとなっていて、この案件については排出しませんという。

**吉川委員** ただ臭気とかは風向きとか何かで私も以前この検討会で検討した、たまたま量販店の横を通ったら、すごいにおいがしてて近所の人は嫌だろうなと思ったことがあるので、その辺のところは、やはり住民、それも住民の意見をどれ位吸い上げられるのかも非常に不安は感じる場所ですけども、入れといてもらえればいいのかと思います。

**向山会長** わかりました、そしたら先ほど事務局のほうでおっしゃっていただいたような形で、口頭で申し添えていただくという形でこの問題を処理させていただきたいと思えます。そのほかいかがでございましょうか。

**若井委員** 1点よろしいでしょうか。小売店舗の業態が3種類ですね。心配な点は、クリニックが入っていることです。クリニックに車で来られる方が、長くとめ、駐車時間が結構長いことです。スペースとして大丈夫か心配しています。そこは、いかがでしょうか。

**向山会長** この隔地駐車場の台数自体もっとありましたっけ。

**事務局** はい、隔地駐車場の台数は全体で60台ございまして、ただほかの店舗利用の方以外の方も停めることができる形式に無人のコイン式の分でございますので、もしも駐車需要が、若井委員から御指摘がございましたように、クリニックと併設施設と共用でございますので、開店後には足りないというふうなことでございましたら、事前にちょっと事業者のほうに確認しております回答によりますと、周辺の他の駐車場、コインパーキングとも契約を予定して検討をしているというふうなこともお聞きしております。

**向山会長** このへん割と駐車場はあるんですけども、結構高いんですけど、高いんですけどスペースは割りとある地域だと私時々利用しますけど。そのほかいかがでございましょう

か。

**高室委員** よろしいでしょうか。

**向山会長** はい、どうぞ。

**高室委員** 隔地駐車場ということなんですけども、これはどうですかね、いろいろ配慮事項は書いてあるんですけども、書いてあることを、書いてありつつも改めての確認なんですけれども、隔地駐車場これ周知案内は大丈夫なのかというのはもうすごく、これはもうぜひ巡回とかいろいろ書いてあるんですけども、ここをしっかりとできるのかどうかっていうことの確認が一つで、それと店舗自身には全く駐車場ないんですか、これ。

**事務局** 来客用の駐車場としては計画地内が駅前で敷地が限られているということで計画地内に駐車場を確保することができなかったというところがございます。ただ実際には余剰スペースがございます、自動二輪の駐車スペースが不足のときにはそういう余剰スペースもあるのを使用可能かなというふうなことではお伺いしております。ですがお車でお越しのかたには隔地のほうに誘導するというふうなことでお伺いしております。

**高室委員** 店舗敷地内に駐車場を設置できないって、仕方ないんですかね。ちょっと中に入ってるんですね、お店が道から。

**事務局** 大きなとおりからは1本中に入っております、お車がなかなか経路的にも厳しいような状況でございます。

**高室委員** そういうこともあって、店舗には造らなかったというような、珍しいパターンですよ。

**事務局** そうですね、高架下の部分と周りの土地利用してってことなんですけども、かなり周辺道路が狭い、特に南側の道路が狭いということで余り車を誘導しないほうが歩行者の安全的にはいいのかなというふうには思いますけれども。

**高室委員** そういう判断で駐車場隔地にしたか、せざるをえなかったという判断ですよ、でもその上で隔地駐車場なんですけども、この周知案内はこれはちょっと離れてそうですし、案内難しそうなんですけどもここはどう考えていらっしゃるのかということが1点と、それから台数なんですけども、指針値なんで先ほどの案件とは多分地域区分が違うので計算の指数が違って、指針値は満たしているということなんですけども、この台数確保は大丈夫かというところです。その点で先ほどあったのが、ほかのクリニック等の話なんですけども、それはそれとしましてもう一点、この駐車場稼働状況6ページの方で検討されているんですけども、これは日曜日の稼働状況の調査なんですけども12月11日単日ですね、

他の平日なり、ほかの日は本当に大丈夫なのかなというところを、ちょっとどこまで確認していらっしゃるのかなというのを確認したいということと、それからもう1点文面の中に公共交通機関の利用を促進するというのでこれを前提にしつつ、駐車場なり何なりの計画を立てていらっしゃるようなんですけども、公共交通機関の利用というのは何、どういうことを想定されているのかということを確認しておきたいんですけども。

**事務局** ただいま高室委員のほうから御質問いただきました4点、順番に御説明させていただきます。まず案内につきましては、駐車場が離れてございますのでどういうふうに誘導するのかというふうなことですけれども、開業前にチラシのほうで案内をいただきまして、開業時、オープン時につきましては、誘導員のほうを配置して誘導しますということでお伺いしております。さらに店内に駐車場の位置を明記した看板を設置しまして対応するというのでお伺いしております。2点目の駐車台数が本当に足りるのかどうかというところなんですけれども、その点につきましても事前に設置者のほうに確認をしましたところ、一応駐車場指針どおりに確保しておりますが、そういうことも考えられますので、他のコインパーキングとの契約についても契約を予定していますというふうな回答をいただいております。3点目の稼働状況の調査ですけれども、御指摘のとおり日曜日ですね調査ということで、どういう考えで調査されたかということなんですけど、この店舗の予定からしまして日曜日の来店が多いのかなということで平均的な休日という前提で入退場数を実測ではかっておられまして、9台以上の空きを確認されているということなんですけど御指摘のとおり満車になる可能性はございますので事業者としては対策のほうは検討されているということでございます。最後4点目の公共交通機関の御利用ということですが御指摘のとおり、この店舗業態から申し上げますとわざわざ遠方から電車で来られるような規模のものではないと思います。基本的には駅近といいますか駅中といいますかそういったものでございますので、電車の御利用の通勤・通学の方をターゲットにしておられると考えられ、やや離れたところから来られる方につきましても自転車で来られることが多いと思いますので、隔地のほうに自転車置き場も確保していただいておりますので、基本的には余り車で来られるということ、立地上想定はしていないというふうなことで、実際は開店状況によりまして、その時に足りなければ対応していくように、今準備中というふうなことでございます。

**高室委員** ありがとうございます。どこまでどう検討されているのかあれなんですけれども、仮に例えば公共交通機関の利用なりそのものを前提にしながら、指針値前提にしつつ、計画地にはつくれないので隔地で確保という形で、もしやっておられるとすれば、実際

に開業してみると公共の交通機関の利用なしでたくさん車が来たりとか、そういうことも十分考えられますし、ぜひ開業後の状況を見ていただいて先ほどあったように駐車台数ふやすなり案内をふやすなりですねというようなところも含めて、状況に応じてちょっと対応をいただくということを確認したほうがいいのではないかなというのは意見でございます。

**向山会長** どうでしょうかね。口頭で確認っていうか、口頭で申し添えていただく必要があるかどうかという問題ですね。立地条件からみると車で来られる方、というのはそんなに想定しなくてもいいのではないかなという気がしており、個人的にはしておるんです。さっきの2つ目の案件でしたっけ、阪神に隣接している、それよりももっと隣接しているといつていいぐらいJRの森ノ宮駅、本当に駅そのものっていったようなロケーションのようですし、確かにJRの森ノ宮駅の玉造筋は確かに路駐なんかがある、乗りおりでの停車があるんですけども、そんなにこれが影響するようには個人的感覚では思わないんですけども、先ほどから話が出ているような周辺駐車場自体はそれなりのスペースはあるように思いますので、今御計画されておられるような形で必要であればそういう他の隔地駐車場を確保するという方向で御検討はいただいておりますので、若干心配は残るといえば残るんですけども現在のこの内容でいいのではないかなと私個人的には思うんですけども、いかがでございましょうかね、よかったら。

**若井委員** 1点だけ、きちんとしておきたいと思っています。クリニックのことです。私が勤めています大学で通勤に利用する住道駅があります。その駅近くの1つのビルは、クリニックばかりです。それで、周辺に駐車場を確保されています。契約されているのだと思います。森ノ宮駅でも、通勤・通学途上でクリニックへ行かれる方もあると思います。また周辺も幾つか府立関係の病院とかあります。町中に住んでおられる方がやはり来られるということも十分想定されます。テナントとなるクリニックと十分お話していただいて、駐車スペースを確保していただくようお願いします。

**向山会長** そうか、クリニック、この必要駐車場の台数というのは、クリニックという特殊な業種というとおかしいですけども、物販店で必要とされる基準台数が今出ている台数ですよ、これクリニックとなると今、若井委員がおっしゃったように、いやもっといるんじゃないかって気は確かにするんですけども、それは加味された9でしたっけ、この数値は。

**事務局** そうですね、この数字的には併設施設が2割を超えるということでその部分を小売店舗部分に影響するということでの台数として2台が必要だということで記載されているんですけども、クリニックの診療の種類とか、待ち時間とかそのあたりですね、実際の

必要な部分がまた別になろうかと思しますので、またクリニックのほうの事業者さんで判断されて、大店のお届け台数としては9台になっておりますけれども併設施設のほうは、特にやはり整形外科であるとか歩行が困難な方が来られる可能性があることも考えられますので、そういった場合には必要に応じて業者のほうに対応はしていただくようにはなろうかと思します。

**向山会長** これ今クリニック入ってるということでの質問なんですけどね、今どこの、こういうクリニックビルでなくても、単独で開業されている何医者さんであっても、駐車場って必須条件ですよ、駐車場のないお医者さんにはなかなか行きがたいというのが我々普通の、そうすると大体どこのお医者さんでも周辺っていうか敷地そのもの、あるいはちょっと離れたところに5台や6台は最低どこのお医者さんも確保されていますよね。そういう意味でいうとこの案件についても3つ、3軒お医者さんが入るということは、ごく単純に考えて15台なり20台っていうのはあってしかるべき台数だと思うんですよ、その部分は個別に立地法の枠外で個別にクリニックが営業上確保しなさい、法としては関知できませんよ知りませんよということなのか、算定上はこれ今2台分でしたっけ、含まれているわけですね、必要台数に。そこの区分けはこれ法的にはどう理解すればよろしいですか。何か意見を言うべきなんですか。

**事務局** 基本的にはクリニックは物販店舗ではございませんので、飲食店と同じように、その部分については大店立地法指針上では直接駐車場を求めるものではないんですけれども、やはり付帯意見にもございますように、法的に定められていない部分についても配慮いただきたいということでございます。指針では、併設施設の面積が2割を超える場合は小売店舗の滞在時間も両方利用されて長くなるということで計算式がございまして、基本的には大規模小売店舗立地法ということですので、小売店舗部分に対しての併設施設による影響を加味するというような趣旨でございます。併設の物販以外の部分のみのお車でのお来店につきましては、またそれは必要に応じて事業者のほうへは、例えばオフィスやマンションが上にあるとかであれば店舗とは別に駐車場を設置していただくような場合はその部分については特にお届け義務は立地法上ありませんが、建物全体の延床面積が広ければ附置義務条例がかかってきます。

**向山会長** そうすると、さっきの駐車場を利用される方に対する誘導の問題で例えばここに来られた方が、隔地駐車場の何番から何番までが光洋さんの駐車場ですよとそっちに回ってくださいと誘導しますよね、1番から9番までとするでしょ、クリニックではその誘導

はしないわけだ、できないわけですよ、その1番から9番ですよとは言えないわけですよ。

**事務局** 隔地駐車場につきましても枠は特に指定はないとお伺いしていますので、どの枠にとめていただいてもいいような形にはなっておりますが、空き状況としては、休日の調査では9台以上はあるということですが、確かに併設施設の分でもし足りない場合は、その分はちょっとまた別のところで確保するというふうな、病院に来られる方が結構とめられて、お店に来られる方がとめられなくなるとかいうこともございますので、現在は他のコインパーキングとの契約、そちらのほうも予定されているということがございます。

**向山会長** これちょっと済みません、隔地駐車場60何台かな、スペースはゆっくりありますと、そちらをある大店法、立地法上の駐車場必要台数そこにありますというときの、この場合9台キープしてますよという9台というのはその隔地駐車場の中に完全に借り上げているスペースとして9台あるという意味ではないんですか。

**事務局** 案件によっては枠が指定されているものもあるんですが、この案件につきましては、特に枠の指定がないというふうなことで一般の方の利用状況を現状12月11日の日曜日の状況、余剰台数が最低でも13台確保しているというふうな調査結果をもとにこちらのほうを駐車場として契約して、あと届けられているということがございます。

**向山会長** なるほどね、立地法上はそれでもいいんですね。

**事務局** はい、立地法上ではそういった取り扱いで、ただ開店後に台数がやはり足りないということございましたら、やはりほかのところも複数カ所押さえていただくことになろうかとは思いますが。

**向山会長** 僕ちょっと誤解してました。きっちりと借り上げてそのスペースはこの申請者のためのスペースだというふうに契約をしているというふうに理解をしていたんですね。そうじゃないケースもあるということ、これはそうじゃないケースだということですよ。

**事務局** はい、今回は枠がないという。

**向山会長** そうするとさっきのクリニックで車利用される方がそこそこおられたとしても、それはクリニックのほうで対応してくださいということなんですよ。この立地法上はアンタチャブルな世界なわけですよ。

**事務局** 基本的には、今の開店前の状況でのお届けとしてはこれで、お届け台数としてはこれで問題ないという形になっております。

**向山会長** いいわけだ。

事務局 はい。

向山会長 わかりました。そうするとさっきから高室委員がおっしゃっている部分についても仮に口頭で配慮するようにと求めたところで、ほとんど実行力がないと言うとあれですけど、ないんですよ、要するに。その60何台隔地駐車場がほぼ結構スペースがありますよというだけの話ですよ。確保スペースがあるのであれば、それをふやしてくださいよと、臨機応変に开店後の状態に合わせて確保してくださいとそういう配慮を求めることもできますけども、言っても余り効力がない状態変わらないというふうに僕は直感的に感じてしまったんですけど、それは感じ方がおかしいんですか。

稲岡委員 市内の状況でいきますと、物販関係とかクリニックは駐車場を運営している企業と提携して駐車場に関しては任せ、A地点B地点C地点など好都合な契約駐車場を利用してもらい、あとは使用料金またはスタンプで自動的にチェックする。ある種駐車場の悩みから開放されたいという方向にあると思います。この場合は、コンビニでは満たされないものを買うとか、土・日に買物をする居住者の利用が多くなる光洋じゃないかと思います。勤め人の人は、電車に乗る前に光洋で買い物して帰ろうとか、あと病院に来た人の利用かなと思います。小規模で遠い駐車場はそこまで行って駐車しようという人は少ないかなと思います。

向山会長 クリニックの場合はクリニックが外部の駐車場と契約をして、枠を24時間確保されているというケースが多いですよ。

稲岡委員 そうですね。

向山会長 僕の知っている限りお医者さんは大体そうだと。

稲岡委員 どこの同系列の駐車場でもオーケーよという。

向山会長 そういう、またケースがあるんですか。それだとどこも満車よってことあり得るわけですよ。

稲岡委員 どこも満車っていうのは内本町あたりは結構ありますね。光洋は、内本町にもありますが、その駐車場は店に隣接しているのに逆にガラッと空いてて、他の契約駐車場が混んでるってこともありますね。無料の駐車場であれば、買い物時以外の駐車があり、買い物客が駐車できず、契約駐車場へ行くことになります。いろんな意味でお客さんは結構賢く使いこなすという状況です。

向山会長 わかりました、何となくわかってきました。そうするとこの案件について、どうしましうかね、私は今、稲岡委員がおっしゃったようにこの案件についてスーパーの

部分だけで車で来られるという事態はそう想定しなくてもいいのではないかなと、今隔地駐車場で確保されているスペースで対応できるのではないかなというふうに感じて、私も感じておりました。ただ若井委員に御指摘いただいたようにクリニック部分で駐車場の需要があって、そちらとの関係で駐車場が足らなくなるということが起こりえないかなと思ってちょっと少しわかりにくい議論をさせていただいたんですけども、それについてもクリニック側のほうで個別に対応されるはずだということであるとすれば、トータルとしてさほど問題はないのではないかなと認識してもよろしいかなと今思いつつあるんですけども、高室委員。

**高室委員** 私が意見を述べさせていただいた部分ではありますので、先ほど会長おっしゃったことに対する補足というか、私の意見なんですけども、私が申し上げたのは、確かに先ほど会長おっしゃられたとおり、このパターンでいきますと、この設置者がそこにちゃんと確保してますからということで終わってしまう可能性があるということですね、そうではなく本当に何か起こったときに、それで終わってしまうとまずいのでしっかりと状況・実態を見て、もし対応すべき事態が起こったのであればそこは確保してるからというだけではなくて、実態を見てですね、ほかふやすなり、誘導員を何とかするなり、そういう対応を継続して行っていただきたいということを、確認しておいたほうがいいのではないかというこいう意見でありまして、確かにこのパターンでありますと設置者としては、もう確保してるからと言われる可能性がありますので、そこに対しての1つの確認という意味での提議であったと思っていただけたらと思います。それからもう1点病院の件なんですけども、少し切り離すことであるんですけども、病院のこと考えるのであればやはり駐車場稼働状況の調査はおかしいですよ、日曜日に調査したものが、共有の稼働状況の確認するものにはもちろんなりませんので、恐らく日曜日はお休みだと思いますのでウィークデイの病院の開いている時間帯を調べるべきだということでは思うんですけども、そうした点も含めてこの場でじゃこれを調べ直してもう1回提出というようなことを申すものではないんですけども、そのあたりも含めてしっかりと実態を踏まえていただいた上で、実態に応じた対応をぜひ留意していただきたいということの確認だということ意見をとして申し上げさせていただきます。

**事務局** ありがとうございます。

**向山会長** 今の高室委員まとめていただいたように、やはり口頭でこの駐車場の問題については、特にクリニックを併設をしているという部分への配慮が必要なのでそれも含めて的確な台数の確保ができるように、開店後も十分配慮を願いたいという形の口頭での申し伝えをしていただくという形でそうしましたら処理をさせていただきたいと、長々と申し上げ

て、ありがとうございました。それ以外よろしゅうございますでしょうか、この案件につきまして。はい、それでは以上の議論踏まえまして、当審議会としてはこの案件に関しましては、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境を保持については、特に意見は有しないと、ただし付帯意見としまして当初の案にございました5点を申し添えると、さらに口頭で排気の問題とそれから駐車場の問題2点について口頭で配慮を求めるという形を結論とさせていただきたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

**向山会長** はい、ではそのように処理をさせていただきます。それではきょう最後の案件でございますが、4番目ですね、阪急オアシス野中北店について説明のほうお願いいたします。

**事務局** はい、そうしましたら阪急オアシス野中北店の閉店時刻の変更等について御説明申し上げます。本件は、淀川区野中北1丁目20-4の阪急宝塚線三国駅から南西に約650メートルに立地している既存のスーパーマーケットです。建物は地下1階地上8階建てで、地下1階が駐車場、地上1階が店舗となっており、2階から8階まではマンションとなっております。店舗面積は1,598平方メートルで、設置者は京友商事株式会社、小売業を行う者は株式会社阪食及びスギホールディングス株式会社です。用途地域は準工業地域、届け出日は平成24年3月30日となっております。今回、変更しようとする事項は、閉店時刻及び駐車場利用時間帯についてであります。閉店時刻につきまして、変更前午後8時50分であったものを、午後10時に変更し、また駐車場利用時間帯について、変更前が午前7時から午後9時となっていたものを、変更後は午前7時から午後10時30分へ変更するものです。なお、変更年月日につきまして、届出書どおり本年4月13日から既に実施されておるものです。変更理由としましては、消費者のニーズに対応するためとなっております。今回の変更に際しまして、その影響を考慮すべき事項といたしましては、騒音関係がありますけれども、昼間夜間の等価騒音及び夜間の個別騒音について、それぞれ店舗5方向7地点に予測地点を設定し、予測した結果、全てにおいて、環境基準値及び規制基準値を満たしております。

最後に、本届け出に關します届出書の縦覧及び住民等意見書の状況また本市意見案の検討状況についてですが、届出書の縦覧及び意見書の受付につきまして、24年4月13日から8月13日までの4カ月間行いましたが、意見はございませんでした。なお、本届け出に關して、本市関係局等で構成します連絡会議で、駐車需要また交通関係や騒音・廃棄物等の各

項目について、法の趣旨や「指針」を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認しております。お手元に配付しております別紙資料のとおり、市の意見案につきましては「意見なし」ということとしております。ただし付帯意見としまして、夜間の営業に際しては、交通、騒音その他予測し得ない生活環境面でのさまざまな影響が生じる可能性があるため、設置者は交通、騒音等の対策をはじめ犯罪や非行防止等においても、自主的な配慮に努めること。との意見の取りまとめを行っております。以上でございます。

**向山会長** はい、ありがとうございます。それでは4つ目の案件でございますが、御意見・御質問等ございましたら拝聴したいと思いますがいかがでございましょうか。閉店時間の変更。はい、どうぞ。

**若井委員** 1件だけお願いします。今回の計画地の南側、マンションに近いところに計画地があります。反対側に道路を挟んで、住宅地が密集しているところがあります。営業時間延長に伴う苦情も想定されます。その場合の対応は、きちんとしていただくようお願いいたします。資料では、やや抽象的過ぎますので具体的に事が起こったときの対応、特に夜間ですから音や、店舗の灯りの明るさ、防犯上は明るいほうがいいんでしょうけれども、就寝時刻のときの問題もあると思います。生活環境をなるべく損なわないように対応していただくようお願いします。

**向山会長** 住民の方から、今の点も含めて御意見は特になかったということですよ。

**事務局** はい、住民の意見は特になくて、説明会も2名の御参加で、駐車場利用がどのくらいふえるのかという御質問で、50台くらいを想定しているというふうなお答えでした。既に4月から変更されておりますが、この間特に苦情等も発生していないということでお伺いしております。

**向山会長** わかりました。一応想定内で推移しているようでございますので、今おっしゃっていただいた点については付帯意見の中に含まれているというふうに解釈をさせていただいても特に、口頭云々でのところまではいいのかなというふうに思います。ありがとうございます。それ以外いかがでございましょうか。既に実施済みという意味ではまあまあいいのかなという気はしますが、よろしゅうございますでしょうか。そうしましたらこの案件につきましても、今日の3つの案件と同様に特にこの審議会としましては意見を有しないという形で、付帯意見1点のみをつけさせていただいて、審議終了ということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか、ありがとうございます。それではあと軽微な延刻等に関する手続状況2件の報告がございまして、御説明のほうお願いいた

します。

**事務局** それでは、最後に「軽微な延刻等」にかかわる手続状況について、2件御報告します。まず1件目ですけれども、店舗名称は「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」、所在地は此花区桜島2丁目の御承知のような大型アミューズメント施設です。今回の届け出事項は、駐車場の位置及び駐車場出入り口の数及び位置の変更となっています。変更理由は、第1駐車場の一部敷地においてライブイベントを実施することに伴うものと、第一駐車場の立体化工事に伴うものとなっており、平成24年5月13日から8月8日までの間で、それぞれの期間につきまして、駐車場の位置及び出入り口の位置を変更するものとして、平成24年5月8日に届け出があったものです。用途地域は、準工業地域です。駐車場の位置及び出入り口の数について、変更前後はごらんのとおりとなっております。各駐車場の位置については、ごらんのとおりとなっております。縦覧期間は、平成24年5月25日から9月25日ですが、住民意見もございませんでしたし、本市意見なしとなっております。軽微区分は、同変更が営業時間以外の変更であるということで、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして2件目なんですけれども、店舗名称は「阪急三番街」、所在地は北区芝田1丁目1番3号の阪急梅田駅構内にある商業施設です。今回の届け出事項は、開閉店時刻及び荷さばき可能時間帯の変更です。変更理由としましては、顧客の利便性の向上のために営業時間を延長し、柔軟な運用を行うために荷さばき可能時間帯を変更するものとして、平成24年5月16日に届け出があったものです。変更日は、平成24年5月21日からとなっており、用途地域は、商業地域です。変更内容ですが、まず、開閉店時刻につきまして、株式会社阪急リテールズさんにつきましては午前10時から午後9時までを、変更後は午前7時から午後11時に変更いたします。株式会社共栄ファーマシーさんは午前8時から午後9時までであったものを、午前8時から午後10時に変更するものです。そのほかの店舗につきましてはこれまでどおり変更はありません。

次に、荷さばき時間帯なんですけれども、午前7時30分から午後10時30分までだったところを、午前7時から午後10時30分に変更するものです。縦覧期間は、本年の6月1日から10月1日までで、住民意見もございませんでしたし、本市の意見なしとしております。軽微区分につきましては、営業時間の変更は、変更内容が夜間時間帯にかかるもの、施設が阪急梅田駅構内にありますし、隣接する住居等がないために、周辺環境に及ぼす影響がほとんどないというふうに認められまして、また、荷さばき可能時間帯の変更につきまして

も、営業時間以外の変更になっておりますので、実質的に生活環境に与える負荷はないと認められるものとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

**向山会長** どうもありがとうございました。それでは本日市長からの依頼がございました、新設の案件3件と、変更案件1件についての審議は以上で終了し、今後はこの内容、意見具申の文書をまとめるという形になっておりますけれども、その文書の内容等につきましては、私より事務局のほうへ御一任を頂戴できればと思っておりますが、こういう形ではよろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

**向山会長** ありがとうございます。それではちょっと長くなってしまいましたけれども、御了承いただきまして以上をもちまして議事を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**司会** 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方にはお忙しい中まことにありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

閉 会 午後0時02分

— 了 —